

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則等の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 知事指定薬物の指定 ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 海岸保全区域の指定 ○ 海岸保全区域の指定の廃止 ○ 港湾管理者の長が管理を行う海岸保全区域 ○ 港湾管理者の長が管理を行う海岸保全区域の廃止 【公告】 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧 ○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ ○ 〃 〃		保健福祉課 <			

◎岡山県規則第四十四号

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則等の一部を改正する規則

(中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部改正)

第一条 中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則(平成二十年岡山県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中国残留邦人等に対する支援給付等事務取扱細則

第一条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(一)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(一)」に、「支援給付」を「支援給付及び配偶者支援金の支給」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 前二項(前項第五号及び第六号を除く。)の規定は、配偶者支援金について準用する。この場合において、第一項中「支援給付の決定及び実施」とあるのは「配偶者支援金の支給の決定及び支給」と、同項第二号中「支援給付台帳」とあるのは「配偶者支援金支給台帳」と、同項第三号中「支援給付決定調書」とあるのは「配偶者支援金支給決定調書」と、同項第四号中「支援給付金品支給台帳」とあるのは「配偶者支援金支給台帳」と、同項第五号中「被支援者記録票」とあるのは「受給者記録票」と、前項第二号中「被支援者番号索引簿」とあるのは「受給者番号索引簿」と、同項第三号中「被支援者番号登載簿」とあるのは「受給者番号登載簿」と、同項第四号中「支援給付申請書受理簿」とあるのは「配偶者支援金支給申請書受理簿」と読み替えるものとする。

第三条第一項中「第十四条第四項」の下に「(法第十五条第三項において準用する場合を含む。)」を、「(支援給付)」の下に「又は配偶者支援金の支給」を加え、「実施した」を「実施し、又は配偶者支援金を支給した」に、「及び」を「(同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)」及び「に」、「の居住地」を「又は当該配偶者支援金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)」の居住地」に、「支援給付の」を「支援給付又は配偶者支援金の支給の」に改め、同条第二項中「被支援者」の下に「又は受給者」を、「支援給付」の下に「又は配偶者支援金の支給」を加え、同条第三項中「を決定し」を「又は配偶者支援金の支給を決定し」に改め、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 配偶者支援金支給台帳

五 配偶者支援金支給決定調書

六 受給者記録票

第五条中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に、「第五項又は準用保護法」を「第九項又は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 配偶者支援金の支給に関する決定通知は、準用保護法第二十四条第三項の規定による配偶者支援金の支給の開始のときにあつては配偶者支援金支給決定通知書、却下のときにあつては配偶者支援金支給申請却下通知書、準用保護法第二十六条の規定による配偶者支援金の支給の廃止のときにあつては配偶者支援金支給廃止決定通知書により行うものとする。

第七条の見出しを「(依頼書)」に改め、同条中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に、「調査の嘱託」を「書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告の請求」に、「調査依頼票」を「依頼書」に改める。

第八条の見出しを「(扶養照会書等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 準用保護法第二十四条第八項本文の規定による支援給付の開始の決定に関する通知は、支援給付開始決定通知書により行うものとする。

3 準用保護法第二十八条第二項の規定による要支援者の扶養義務者等に対する報告の請求は、報告依頼書により行うものとする。

第十条の見出し中「支援給付金品」の下に「及び配偶者支援金」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、受給者について準用する。この場合において、第一項中「支援給付金品を交付する」とあるのは「配偶者支援金を支給する」と、「支援給付決定

(変更) 通知書」とあるのは「配偶者支援金支給決定通知書」と、前項中「支援給付金品の交付」とあるのは「配偶者支援金の支給」と、「交付日」とあるのは「支給日」と、「交付に」とあるのは「支給に」と読み替えるものとする。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(徴収金納入申出書)

第十九条 準用保護法第七十八条の二第一項及び第二項の規定による申出は、徴収金納入申出書により行うものとする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和五十九年岡山県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第四号中「~~第2条第6号~~」を「~~第2条第5号~~」に改める。

(児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部改正)

第三条 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則(昭和六十二年岡山県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「毎年二月末日」を「六月の初日から末日までの間で知事が別に定める日」に改める。

様式第一号(裏)及び様式第三号(裏)中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第三百十八号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

二 「（四）クロロニ・五 ジメトキシフェネチルアミノ）メチル」フェノール
（通称名ニ五C―NB OH）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがある
と認められるため

附 則

この告示は、平成二十七年六月二十七日から施行する。

平成27年6月26日 岡山県公報 第11697号

◎岡山県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

にぼにぼヘルパーステーション

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西二丁目十二番八号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人にぼにぼ

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西二丁目十二番八号

三 廃止年月日

平成二十七年六月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇五〇五

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第三百二十号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局水島港湾事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事
 伊原木
 隆
 太

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸 児島港海岸唐琴 地区海岸保全区 域 (延長2,651.0 m方位 真北)	基点1から基点41までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点8までを順次結んだ線及び補助点8と基点41を結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点高望台（北緯34° 28′ 54″ 5882, 東経133° 51′ 02″ 5105）から177° 10′ の方向へ距離1,305.06mの位置に設置された標柱 [岡山県倉敷市児島田の口5丁目4470ー4番地地先に設置された標柱（北緯34° 28′ 12″ 2931, 東経133° 51′ 05″ 2740）] 基点2 基点1から 116° 20′ の方向へ距離 43.08mの地点 基点3 基点2から 102° 35′ の方向へ距離 11.16mの地点 基点4 基点3から 91° 35′ の方向へ距離 26.03mの地点 基点5 基点4から 91° 23′ の方向へ距離 231.38mの地点 基点6 基点5から 91° 27′ の方向へ距離 128.63mの地点 基点7 基点6から 91° 16′ の方向へ距離 60.59mの地点 基点8 基点7から 89° 36′ の方向へ距離 10.74mの地点 基点9 基点8から 80° 14′ の方向へ距離 7.64mの地点 基点10 基点9から 157° 54′ の方向へ距離 16.00mの地点 基点11 基点10から 139° 32′ の方向へ距離 89.00mの地点 基点12 基点11から 108° 50′ の方向へ距離 8.00mの地点	

基 点13	基点12から	144° 56′	の方向へ距離	107.30mの地点
基 点14	基点13から	122° 49′	の方向へ距離	19.00mの地点
基 点15	基点14から	155° 17′	の方向へ距離	24.00mの地点
基 点16	基点15から	147° 28′	の方向へ距離	125.50mの地点
基 点17	基点16から	71° 00′	の方向へ距離	15.00mの地点
基 点18	基点17から	1° 53′	の方向へ距離	66.00mの地点
基 点19	基点18から	10° 23′	の方向へ距離	37.00mの地点
基 点20	基点19から	101° 11′	の方向へ距離	14.00mの地点
基 点21	基点20から	180° 18′	の方向へ距離	19.00mの地点
基 点22	基点21から	176° 29′	の方向へ距離	55.00mの地点
基 点23	基点22から	154° 21′	の方向へ距離	13.00mの地点
基 点24	基点23から	67° 43′	の方向へ距離	248.70mの地点
基 点25	基点24から	353° 25′	の方向へ距離	83.00mの地点
基 点26	基点25から	71° 02′	の方向へ距離	14.00mの地点
基 点27	基点26から	169° 39′	の方向へ距離	78.00mの地点
基 点28	基点27から	156° 58′	の方向へ距離	99.00mの地点
基 点29	基点28から	98° 29′	の方向へ距離	199.70mの地点
基 点30	基点29から	7° 55′	の方向へ距離	97.70mの地点
基 点31	基点30から	114° 30′	の方向へ距離	14.30mの地点
基 点32	基点31から	180° 29′	の方向へ距離	20.50mの地点
基 点33	基点32から	92° 31′	の方向へ距離	68.00mの地点
基 点34	基点33から	112° 11′	の方向へ距離	102.00mの地点
基 点35	基点34から	26° 08′	の方向へ距離	19.00mの地点
基 点36	基点35から	119° 26′	の方向へ距離	7.60mの地点
基 点37	基点36から	206° 38′	の方向へ距離	23.00mの地点
基 点38	基点37から	143° 51′	の方向へ距離	25.00mの地点
基 点39	基点38から	121° 50′	の方向へ距離	52.00mの地点
基 点40	基点39から	138° 50′	の方向へ距離	43.00mの地点
基 点41	基点40から	229° 07′	の方向へ距離	5.15mの地点
補助点1	基点1から	177° 46′	の方向へ距離	219.41mの地点

補助点 2	基点 5 から	167° 49′	の方向へ距離	197. 90m の地点
補助点 3	基点16から	237° 40′	の方向へ距離	204. 60m の地点
補助点 4	基点16から	172° 02′	の方向へ距離	230. 80m の地点
補助点 5	基点29から	158° 55′	の方向へ距離	112. 71m の地点
補助点 6	基点41から	181° 22′	の方向へ距離	81. 98m の地点
補助点 7	基点41から	166° 18′	の方向へ距離	29. 07m の地点
補助点 8	基点41から	229° 07′	の方向へ距離	14. 90m の地点

◎岡山県告示第三百二十一号

平成二十四年岡山県告示第六百五十三号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。
平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第3百二十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、港湾区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長である知事が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

区	域
平成27年岡山県告示第320号（海岸保全区域の指定）により、海岸保全区域として指定した岡山県岡山沿岸児島港海岸唐琴地区海岸保全区域のうち、同告示中の補助点5から補助点8までを順次結んだ線，補助点8と基点41を結んだ線，陸岸及び児島港港湾区域と接する線により囲まれた区域	

◎岡山県告示第三百二十三号

平成二十四年岡山県告示第六百五十五号（港湾管理者の長が管理を行う海岸保全区域）
は、廃止する。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事

伊 原 木

隆

太

平成27年6月26日 岡山県公報 第11697号

〔二五三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方等を決定した。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

団体内統合宛名システム構築等業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十七年五月二十九日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国

岡山市北区表町一丁目五番一号

五 契約金額

二九、六八七、〇四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、一九九、〇四〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十条第一項第一号に該当するため

平成27年6月26日 岡山県公報 第11697号

〔二五四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

錦六区汐廻4（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

宮島上（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

宗津西町1番川（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

平成二十七年六月二十六日から同年七月十七日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔二五五〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山二六	登 録 番 号	
浦上 憲二	氏 名 又 は 称	生 産 事 業 者
岡山一 一	住 所	
幼苗の育成	生産事業の内容	
浦上憲二苗畑住所地に 同じ	事業所及び名称所在地	

〔二五六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字袋ノ前一八四―一二、一八四―一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市富原三三二―五

高本 健司

倉敷市浜ノ茶屋一丁目五―二二

高本 今日子

三 許可番号

岡山県指令建指第三一八号

〔二五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字木塚二六七―二、二七三―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区福富西一丁目九―三三―一

大山 幹生

三 許可番号

岡山県指令建指第三六号

〔二五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字大溝原一三四六一、一三四六一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一八二一二

小野由紀子

小野 裕代

三 許可番号

岡山県指令建指第三二号

〔二五九〕物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 資格審査を行う営業区分及び業種区分

1 物品の販売及び修理

- (1) 文具、事務用機器 (2) 木工、家具 (3) 薬品 (4) 印刷 (5) 燃料、油脂
(6) 機械器具 (7) 工事用材料 (8) 車両、船舶 (9) その他

2 物品の買受け

- (1) 金属、木製品、紙類の古物 (2) 家具、食品、動物類の生産物

二 審査事項

1 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

2 直前決算における自己資本額

3 直前決算における機械設備等の価額

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数

6 申請時までの営業年数

7 男女共同参画の推進状況

8 障害者雇用の状況

9 環境基準等の達成状況

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 都道府県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規

定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）。ただし、岡山県に納税の義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税の納税証明書

(4) 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等と県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 誓約書

(9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(10) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書類

平成27年6月26日 岡山県公報 第11697号

- (11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
(12) その他知事が必要と認める書類

2 提出期間

平成二十七年八月三日から同月三十一日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（五1において「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送等で申請書類を提出する場合は、同月十七日必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁本庁舎八階第一会議室

4 提出方法

- (1) 持参の場合
2の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

3の提出場所に郵便又は信書便により送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

平成二十七年七月六日から同年八月三十一日まで（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課並びに各県民局地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

- (1) 2の交付場所において交付を受ける場合
1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）また、平成二十七年八月三十一日は、午後四時まで）の間に交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を同封して、岡山県出納局用度課管理班（郵便番号七〇〇―八五七〇岡山市北区内山下二丁目四番六号）宛てに請求すること（平成二十七年八月二十四日までの消印のあるものに限る。）。

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>からダウンロードすることができる。

六 資格審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

平成二十七年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県出納局用度課管理班

電話（〇八六）二二六―七五三八又は（〇八六）二二六―七五三七

〔二六〇〕建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検、情報通信サービス等の役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査を次のとおり実施する。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札参加資格の審査を行う契約

別表の業務種目の欄に掲げる役務の提供の契約

二 審査事項

1 申請時の直前の二事業年度における売上高
2 申請時の直前の事業年度の決算（3において「直前決算」という。）における自己資本額

3 直前決算における流動比率

4 申請時における従業員数

5 申請時までの営業年数

6 ISO審査登録等に関する事項

7 障害者雇用に関する事項

8 男女共同参画に関する事項

9 事業者認定等に関する事項（情報通信サービスのみ）

10 情報処理技術者数（情報通信サービスのみ）

三 入札参加資格の審査を受けることができない者

次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 都道府県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有

していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）。ただし、岡山県に納税の義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税の納税証明書

(4) 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

(6) 申請時の直前の二事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当

該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出期間

平成二十七年八月三日から同月三十一日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（五1において「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送等で申請書類を提出する場合は、同月十七日必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁本庁舎八階第一会議室

4 提出方法

(1) 持参の場合

2の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

八に掲げる役務に係る業務に応じた住所宛てに郵便又は信書便により送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

平成二十七年七月六日から同年八月三十一日まで（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課、総務部財産活用課、県民生活部情報政策課並びに各県民局
地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

(1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）
また、平成二十七年八月三十一日は、午後四時まで）の間に交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を

同封して、岡山県出納局用度課、総務部財産活用課又は県民生活部情報政策課（郵便番号七〇〇―八五七〇岡山市北区内山下二丁目四番六号）宛てに請求する。）
（平成二十七年八月二十四日までの消印のあるものに限る。）。

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

岡山県出納局用度課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>）、総務部財産活用課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>）又は県民生活部情報政策課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることができる。

六 入札参加資格の審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

平成二十七年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

八 問い合わせ先

- 1 別表の業務種目の欄における大分類1建物等の保守管理、大分類2廃棄物の処理及び大分類3警備に係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課庁舎管理班（直通電話（〇八六）二二六―七二三四）

- 2 別表の業務種目の欄における大分類8情報通信サービスに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班（直通電話（〇八六）二二六―七二六四）

- 3 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち1及び2に掲げるもの以外のものに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（直通電話（〇八六）二二六―七五三八）

平成27年6月26日 岡山県公報 第11697号

[illegible][illegible]

〔二六〕 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年六月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

岡山県運転免許センターで使用する電気

予定使用電力量 1,482,036キロワット時

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間

平成27年10月 1 日から平成28年 9 月30日まで

(4) 納入場所

岡山市北区御津中山444－3

岡山県運転免許センター

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算した、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすることとする。基本料金及び電力量料金ごとの月額については、それぞれ小数点以下第3位を四捨五入する。基本料金及び電力量料金の合計金額（月額）及び年間合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載すること。入札者は、見積もった年間合計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む金額）を入札書に記載すること。（各月の期間は、月の初日から月の末日までで算出すること。）

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成27年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46

号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分が A であるもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

(7) 二酸化炭素排出原単位（国内クレジット反映後：調整後排出係数適用），未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入に関し，入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を有しないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先，提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所，契約条項を示す場所，入札説明書の交付場所及び問い合わせ

先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234－0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年6月26日から同年8月6日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

平成27年8月19日 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成27年8月20日 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成27年8月6日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は，入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Electricity for Driver's License Center
1,482,036kWh

(2) Delivery period :

From 1 October, 2015 through 30 September, 2016

(3) Delivery place:

Driver's License Center
444-3 Mitsunakayama, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 709-2116,
Japan

(4) Time limit for tender:

4:00 P.M. 19 August, 2015

(5) Contact point for the notice:

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan
Telephone : 086-234-0110, Ext.2242

◎岡山県選管告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十七年六月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

国里吉文後援会

金 澤 勉

鳥 元 敏 彦

英田郡西栗倉村長尾一六七九一

平成二七・五・二二

新社会党岡山県本部

足 田 正 義

赤 木 良 子

岡山市北区駅元町九一二六〇二

〃 〃 五・一三

日本弁護士政治連盟岡山支部

河 田 英 正

秋 山 義 信

河田英正法律事務所内

〃 〃 五・一一

◎岡山県選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年六月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党岡山県自動車整備支部

主たる事務所の所在地

岡山市北区富吉五三〇一八

岡山市中区藤原二五

平成二七・五・二九

自由民主党岡山県支部連合会笠岡支部

代表者

山田雄治

黒田治夫

〃 五・一三

自由民主党柵原支部

主たる事務所の所在地

久米郡美咲町周佐四九三一二

久米郡美咲町塚角八〇七一

〃 五・一五

〃

代表者

浦上次雄

下山和由

〃 〃

〃

会計責任者

小田睦生

最上忠

〃 〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

市村仁後援会

主たる事務所の所在地

美作市和田一三四

美作市入田一九六一

平成二七・五・一九

おかやま未来フォーラム

〃

岡山市中区平井三一九九六四二

岡山市中区平井五一八五〇一二

〃 五・七

新社会党岡山県本部

〃

北区駅元町九一二六一〇二

北区泰還町二一三一二

〃 五・一三

〃

会計責任者

赤木良子

堀井進

〃 〃

にしま宣人後援会

主たる事務所の所在地

岡山市北区西辛川七〇六一二

岡山市北区西辛川四二二一一

〃 五・一

花岡栄太郎後援会

〃

中区平井三一九九六四二

中区平井五一八五〇一二

〃 五・七

東原とおる後援会

〃

北区真星二九五六一

北区上土田一一九一一

〃 五・一

平沼赳夫の会

会計責任者

山下満

友保哲

〃 五・一三

福島恭子後援会

主たる事務所の所在地

岡山市東区瀬戸町瀬戸二七五一

岡山市東区瀬戸町下五四三三二〇五

〃 五・二九

◎岡山県選管告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十七年六月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

新社会党岡山県本部

足田 正義

平成二七・五・九

日本弁護士政治連盟岡山支部

河田 英 正

〃 五・七

ますなが市郎後援会

升 永 市 郎

〃 五・二〇

三原誠介後援会

三原 誠 介

〃 四・二九

◎岡山県選管告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年六月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
花岡 栄太郎	岡山市議会議員	おかやま未来フォーラム	主たる事務所の所在地	岡山市中区平井三一九九六―四二	岡山市中区平井五―八―五〇―二
東原 透	〃	東原とおる後援会	〃	北区真星二九五六―一	北区上土田一一九―一

◎岡山県選管告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。

平成二十七年六月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日

升永市郎

岡山市議会議員

ますなが市郎後援会

岡山市南区海岸通一―二―一

升永市郎

平成二七・五・二〇

三原誠介

岡山県議会議員

三原誠介後援会

倉敷市玉島爪崎二四―一

三原誠介

〃 五・二九

◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百六回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十七年六月二十六日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野 雄二

一 日時 平成二十七年七月二十四日（金）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 委員会指示について